

◎開館時間：午前9時～午後7時
 ◎休館日：11月11日(木)
 25日(木)
 ※臨時休館(電気点検のため)
 11月20日(土)午前9時～午後1時
 午後1時より開館します
 ◎白鷹町立図書館 ☎ 87-0217

《おすすめ図書》



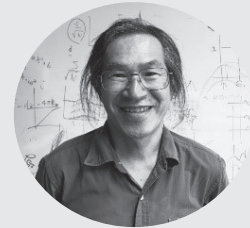
『目でみる数字』 岡部敬史 / 文 山出高士 / 写真 (東京書籍)
 本書は、「かぞえる数字」「はかる数字」「しらべる数字」の3章からなり、写真満載です。前から順にではなく、何気なくめくったページから読めますので、気楽に本を手にすることができます。
 数字に一喜一憂している日々が続いているだけに、少し違う数字の世界に触れてみましょう。読み終わった後は、数字から物を見る目が育まれ、思わぬ発見があるかもしれません。絵本感覚で子どもさんとの一読をお薦めします。
 (図書館協議会委員 守谷 美年子)

《イベント》

柴田晋平先生の講演会 「宇宙の探求を楽しもう！～佐藤文隆先生に導かれて～」

新聞やテレビなどでご活躍の「小さな天文学者の会」を運営されている山形大学名誉教授、柴田晋平先生の講演会を開催します。
 図書館の本がきっかけとなって宇宙科学の道に進んだことや宇宙物理学者の佐藤文隆先生に憧れてきたことなどを、楽しくわかりやすくお話していただきます。
 中高生のみなさん、科学や宇宙に興味がある方、ふるってご参加ください。夢がどんどん広がっていくかもしれません。

日時：11月20日(土)午後2時30分～4時 <午後2時開場>
 場所：中央公民館 大会議室



※ 参加希望の方は、町立図書館までお電話でお申し込みください。
 なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、延期・中止になる場合があります。その際は、白鷹町立図書館ホームページでお知らせします。

《特集コーナー》

♥ 消防コーナー

「秋の火災予防運動」(11/9～11/15)

子どもたちに人気の消防の絵本やためになる防災関係の本をたくさん展示します。

また、この期間は消防ヘルメットや防火衣も展示します。子ども用もあり、着用できます。読書のあとは、隣の消防署によって、消防車を見学するのもいいですね！

♥ 山形県立図書館より
 「秋を感じる本」

今年の秋は、県立図書館から30冊の秋の本を借り受け、コーナーを充実させました。

絵本によみものに、写真集にと、多彩な本がそろっています。



《第408回 おはなしの会》

日時：11月6日(土)午前10時～ 場所：白鷹町立図書館

《新着図書》

(掲載しているのは新着図書の一部です)

主な新着図書	著者	主な新着図書	著者
ガラスの海を渡る舟	寺地 はるな	パラ・スター Side 百花	阿部 暁子
木曜殺人クラブ	リチャード・オスマン	すぐにできる手品(児童書)	ナポレオンズ監修
炎上フェニックス	石田 衣良	きつね山の赤い花(絵本)	安房 直子
炭酸水最強の活用法	新生 暁子	ペンギンのこまりごと(絵本)	ジョリ・ジョン

10月は「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引には届出が必要です。

◎一定面積とは？(届出の必要な土地取引)

【例】

(1)都市計画区域
5,000㎡以上
(5反歩)



(2)都市計画区域以外の区域
10,000㎡以上
(1町歩)



☑一団の土地取引についても届出が必要です。



売る人 (土地) 買う人
甲さん—(い) Aさん
乙さん—(ろ)
丙さん—(は)
丁さん—(に)

(い+ろ+は+に) ≧ 一定面積

《届出が必要な取引》

売買、交換／営業譲渡／譲渡担保／代物弁済
／共有持分の譲渡／地上権、賃借権の設定、
譲渡／予約完結権、買戻権などの譲渡 など

※契約後2週間以内に届出しましょう。

●令和3年度地価調査結果について

令和3年度の地価調査結果が山形県公報に連載されましたが、本町に関するものは次のとおりです。

①対前年変動率(%)

	住宅地	商業地	工業地	全用途
山形県平均	▲0.9	▲1.3	▲0.3	▲1.0
白鷹町平均	▲1.4	▲2.7	▲0.9	▲1.6

②白鷹町基準地価格

基準地の所在	今年価格 (円/㎡)	前年価格 (円/㎡)	変動率 (%)
大字十王字本宿 2934 番 1 (本宿 7 町内)	6,670	6,760	▲1.3
大字鮎貝字八幡一 1104 番 4 外 3 筆 (新野医院付近)	6,370	6,470	▲1.5
大字鮎貝字内町一 3252 番 (かくた鈴木商店)	8,680	8,920	▲2.7
大字鮎貝字神明六 2886 番 2 外 3 筆 (マルハニチロ食品付近)	6,310	6,370	▲0.9

●地価調査とは

地価調査とは、県内全市町村を対象として、各地域で基準となる土地(これを基準地と言います。)を選んで、その適正な土地価格を公表するもので、土地を売買する際の目安にさせていただくものです。

また、地価調査価格は、国・地方公共団体などが公共用地等を買収する場合の基準とされるほか、国土利用計画法に基づいて土地売買の届出があった土地の取引価格の審査・分析をするときの基準ともされるもので、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

●土地売買のときには、まず地価調査価格を調べましょう

売買の対象となる土地の条件(土地の形状、道路の条件、最寄駅からの距離、上下水道の整備状況など)を基準地の条件と比較すれば、おおよその適正な価格がわかりますので、土地売買のときには、まず地価調査価格をお調べください。地価調査の基準地は、皆さんの身近なところにあります。

なお、地価調査価格は、7月1日現在の価格ですので、その後の地価動向も考慮する必要があります。

●地価調査結果は、県のホームページで確認できます

地価調査の基準地価格、基準地が接する道路の種類・幅員、基準地の周辺の土地利用状況などを詳しく記載した地価調査の結果は、県のホームページでその内容を公開しています。また、役場でも閲覧できます。



県ホームページ
QRコード

●一定面積以上の土地について、売買等の取引をする場合は届出が必要です

市街化区域は2,000㎡、市街化区域以外の都市計画区域は5,000㎡、都市計画区域以外の区域については1万㎡以上の土地の売買などを行う場合は、契約を締結した日を含めて2週間以内に届出が必要です。買い主が必ず企画政策課に届け出てください。

【問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎85-6123